

【令和8年4月8日時点】

令和8年産 水田活用の直接支払交付金予算に係るQ & A

令和8年4月

農産局企画課水田農業対策室

目次

※★印は新たに追加した問

1 総論

- 1-1 令和8年産における水田活用の直接支払交付金関連予算の考え方いかん。
- 1-2 令和8年産における水田活用の直接支払交付金に係る要綱改正のポイントいかん。

2 戦略作物助成関係

【経営所得安定対策実施要綱Ⅳの第2の1の(6)の①関連】

- 2-1 飼料用米への支援の考え方いかん。
- 2-2 令和8年産における飼料用米のうち一般品種の支援体系はどのようなものになるのか。
- 2-3 一般品種の面積払いはどのような地域協議会における活用を想定しているのか。
- 2-4 飼料用米は実際にふるう必要があるのか。
- 2-5 一括管理方式におけるふるい下米の取扱いの考え方いかん
- 2-6 再生二期作における二期作目（ひこばえを含む。以下同じ）の取扱いいかん。 ★
- 2-7 一括管理方式で再生二期作を行った場合、二期作目はどのように取扱うのか。 ★
- 2-8 区分管理方式で再生二期作を行った場合、二期作目はどのように取扱うのか。 ★

【経営所得安定対策実施要綱Ⅳの第2の1の(6)の①のアの(注3)関連】

- 2-9 飼料作物のうち牧草について、ほ場の一部のみをは種（草地更新）する場合の扱いいかん。

【経営所得安定対策実施要綱Ⅳの第2の1の(6)の①のアの(注4)関連】

- 2-10 飼料作物のうち牧草について、多年生牧草を同一ほ場に対して前年産から2年連続では種する場合の扱いいかん。 ★
- 2-11 多年生牧草を同一ほ場に対して前年産から2年連続では種する場合、は種の妥当性の確認が必要とあるが、具体的にはどのような確認方法を想定しているか。 ★
- 2-12 多年生牧草の作付け実績のない地域再生協議会において、新たに多年生牧草の作付けがあった場合の対応いかん。 ★

3 産地交付金関係

【経営所得安定対策実施要綱Ⅳの第2の1の(6)の②、別紙13関連】

- 3-1 令和8年度に畑地化する者の属する地域農業再生協議会において、産地交付金の影響はあるのか。

4 5年水張りルール関係

【経営所得安定対策実施要綱別紙1の2の(1)の④関連】

- 4-1 令和7年・8年における水張りルールの対応内容いかん。
- 4-2 「連作障害を回避する取組」の確認方法に関する考え方いかん。
- 4-3 令和6年度以前に実施した連作障害を回避する取組や水張りの考え方いかん。
- 4-4 1か月以上の水張りを行う場合の、水を張る時期や水張りの確認方法に関する考え方いかん。
- 4-5 過去に発生した災害以降まだ災害復旧事業が開始されておらず水稲作付ができない場合の扱いいかん。

5 会計検査院からの処置要求を踏まえた改正関係

(総論)

【会計検査院令和4年度決算検査報告第3章第1節第7 農林水産省 意見を表示し又は処置を要求した事項(1)関連】

- 5-1 令和5年に公表された会計検査院からの処置要求の概要いかん。

(撤去が困難な園芸施設が設置されている農地について)

【経営所得安定対策実施要綱別紙1の2の(1)の②のウ関連】

- 5-2 「撤去が困難な園芸施設」の具体的な考え方いかん。

(飼料作物・WCS用稲における収量確認について)

【経営所得安定対策実施要綱様式第11-1号の1の(注5)関連】

- 5-3 飼料作物やWCS用稲における収量はどのように確認すればよいのか。

(飼料作物・WCS用稲における基準単収や平均単収について)

【経営所得安定対策実施要綱Ⅳの第2の1の(9)の④関連】

- 5-4 飼料作物やWCS用稲における基準単収や平均単収について、どのように設定すればよいのか。
- 5-5 飼料作物やWCS用稲については水分含量により重量が変わるが、基準単収や平均単収はどのように設定すればよいのか。

(収量低下理由書や改善指導について)

【経営所得安定対策実施要綱Ⅳの第2の1の(9)の⑥関連】

- 5-6 令和6年度以降における改善指導発出の考え方いかん。

(多年生牧草を同一ほ場に対して前年産から2年連続では種する際の単価について)

- 2-10～2-12の通り。

	問	答
1-1	令和8年産における水田活用の直接支払交付金関連予算の考え方いかん。	<p>1 令和8年産の水活及びその関連予算については、令和8年度当初予算で、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 「水田活用の直接支払交付金」及び「畑地化促進助成」合わせて2,612億円を、 ② 「コメ新市場開拓等促進事業」で140億円を計上し、これに加えて令和7年度補正予算において、 ③ 「畑地化促進事業」で195億円を、 ④ 「畑作物産地形成促進事業」で135億円を措置しています。 <p>2 これらの予算を活用し、引き続き需要に応じた生産を進めるとともに、海外に依存する麦・大豆や需要拡大が期待される新市場開拓用米等の生産拡大を進めてまいります。</p>
1-2	令和8年産における水田活用の直接支払交付金に係る要綱改正のポイントいかん。	<p>令和8年4月8日付けの経営所得安定対策実施要綱の改正においては、水田活用の直接支払交付金について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 多年生牧草を同一ほ場に対して前年産から2年連続で、は種する場合の妥当性の確認方法等の設定に関する措置 ② 飼料用米の一般品種の交付単価変更に伴う措置等を行っています。

2-1	飼料用米への支援の考え方いかん。	<p>1 飼料用米については、</p> <p>① 限られた面積の中でより多くの収量を上げるには多収品種が向いており、また、</p> <p>② 一般品種は需給状況次第で主食用米に戻りやすく実需者に対して供給量が安定しない面があります。</p> <p>2 このため、生産現場への周知を十分図りつつ、多収品種の種子の確保への支援等を行いながら、令和6年産から、多収品種を基本とする支援体系とすることとしています。</p> <p>3 なお、一般品種については、引き続き支援対象としつつ、令和6年産から8年産までにかけて段階的に支援水準を引き下げることとしています。</p> <p style="text-align: right;">【経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第2の1の(6)の①のイ関連】</p>
2-2	令和8年産における飼料用米のうち一般品種の支援体系はどのようなものになるのか。	<p>1 令和8年産における飼料用米のうち一般品種の交付単価については、標準単価 6.5 万円/10a (5.5~7.5 万円/10a) の数量払いが基本となります。</p> <p>2 ただし、地域農業再生協議会は、生産年の6月30日までに地方農政局等に報告することで、一般品種の飼料用米のうち一括管理方式による出荷を選択した場合の交付単価について、一律6.5万円/10aの面積払いとすることが可能です。</p> <p>3 地域農業再生協議会が面積払いの選択を希望する場合の詳細な手続きについては、各地方農政局等までご相談ください。</p> <p style="text-align: right;">【経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第2の1の(6)の①のイ関連】</p>

2-3	一般品種の面積払いはどのような協議会における活用を想定しているのか。	<p>1 一律 6.5 万円/10a の面積払いの交付単価については、当該地域農業再生協議会における飼料用米の出荷方式が概ね一括管理方式であり、一律 6.5 万円/10a の交付単価を選択することで、交付金の早期支払い等大幅な事務負担の軽減が期待される地域農業再生協議会での活用を想定しています。</p> <p>2 また、面積払いの選択にあたっては、当該地域農業再生協議会において一般品種の飼料用米を一括管理方式で生産している全ての交付申請予定者から、面積払いを申請することの合意形成を得た上で、各地方農政局等に申請いただくようにしてください。</p> <p>3 なお、令和 8 年産における飼料用米のうち一般品種の交付単価については、標準単価 6.5 万円/10a (5.5~7.5 万円/10a) の数量払いが基本であり、また、事務負担軽減の観点からも、交付申請者ごとに選択可能とはしていません。</p> <p style="text-align: right;">【経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第 2 の 1 の (6) の①のイ関連】</p>
2-4	飼料用米は実際にふるう必要があるのか。	<p>1 これまで飼料用米をふるいにかけてきたことのない農業者が、実際に、ふるいにかけていただく必要はありません。ふるいにかけない場合は、農林水産統計の当年産水稻の作柄表示地帯別玄米重歩合 (1.70 mmふるい目) の 1.70 mmふるい上の割合を用いて、ふるい上の米に相当する収量を計算して申請してください。</p> <p>2 また、水稻の作柄表示地帯別玄米重歩合 (1.70 mmふるい目) が公表されない場合は、当該作柄表示地帯が属する都道府県全体の作柄表示地帯別玄米重歩合 (1.70 mmふるい目) を使用してください。</p> <p>3 なお、農林水産統計の作柄表示地帯別玄米重歩合 (1.70mmふるい目) については、以下のページを参照してください。 https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00500215&tstat=000001013427&tclass1=000001032288</p> <p style="text-align: right;">【経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第 2 の 1 の (6) の①のイ関連】</p>

2-5	一括管理方式におけるふるい下米の取扱いの考え方がいかに。	<p>ふるい目幅 1.70mm 以上のふるいで調製後に、認定面積で生じる量の範囲内で、ふるい下米を含めて飼料用米の出荷契約数量とする場合は、当年産水稻の作柄表示地帯別玄米重歩合（1.70mmふるい目）等を用いてふるい下米の数量を適切に算出してください。（小数点以下切り上げ）。</p> <p style="text-align: right;">【経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第2の1の（6）の①のイ関連】</p>
2-6	再生二期作における二期作目（ひこばえを含む。以下同じ）の取扱いがいかん。	<p>再生二期作の二期作目は、基幹3作業（耕起・播種（移植）・収穫）のすべてを行っているわけではないことから、再生二期作を多収技術の1つと見なし、水田活用直接支払交付金において、収穫時期で数量及び作期を分けず、一期作目と二期作目を合わせて一作として取扱います（二毛作のような取扱いはしません）。</p> <p style="text-align: right;">【経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第2の1の（6）の①のア関連】</p>
2-7	一括管理方式で再生二期作を行った場合、二期作目はどのように取扱うのか。	<p>1 再生二期作は、収穫時期で数量及び作期を分けず、一作として取扱います。</p> <p>2 このため、一括管理方式においては、一期作目と二期作目を合わせた数量として取扱い、実需者と協議の上、契約数量以上の数量を主食用米として出荷・販売することが可能です。ただし、契約数量以上の数量について、契約した用途とは別の用途の加工用米・新規需要米に出荷・販売することはできません。</p> <p>3 また、飼料用米・米粉用米の数量払においては、作期を分けず一作として取り扱った上で、</p> <p style="margin-left: 20px;">① 当初契約数量 または</p> <p style="margin-left: 20px;">② 「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」別添3の規定に基づき、変更した出荷・販売契約数量</p> <p>のいずれかをもとに、交付対象数量を算出します。</p> <p style="text-align: right;">【経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第2の1の（6）の①のア関連】</p>

2-8	区分管理方式で再生二期作を行った場合、二期作目はどのように取扱うのか。	<p>1 再生二期作は、収穫時期で数量及び作期を分けず、一作として取扱います。</p> <p>2 このため、区分管理方式においては、ほ場1枚を単位として作付け、主食用米と明確に区分して生産並びに乾燥及び調製を実施した上で、当該ほ場の全収穫量を特定の用途の出荷・販売数量とすることから、一期作目と二期作目を合わせた数量として取扱い、主食用米や契約した用途とは別の用途に出荷・販売することはできません。</p> <p>3 また、飼料用米・米粉用米の数量払においては、作期を分けず一作として取り扱った上で、当該ほ場からの全収穫量を出荷・販売契約数量とし、当該数量をもとに交付対象数量を算出します。</p> <p style="text-align: right;">【経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第2の1の(6)の①のア関連】</p>
2-9	飼料作物のうち牧草について、ほ場の一部のみをは種(草地更新)する場合の扱いかん。	<p>1 播種を行った面積は3.5万円/10a、それ以外については1万円/10aとなります。</p> <p>2 なお、牧草については、営農計画書提出時には種を行う農地を農業者が申告するとともに、作付面積の確認と併せて、は種記録によりは種の実施状況を確認することとなっています。</p> <p>3 その際、地域の普及組織や種苗会社等が指導する適正は種量に基づき、ほ場全体には種(草地更新)する場合以外は、実際のは種量と適正は種量を基に、は種面積(3.5万円/10aの対象面積)を算出することとなります。</p> <p style="text-align: right;">【経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第2の1の(6)の①のアの(注3)関連】</p>

2-10	飼料作物のうち牧草について、多年生牧草を同一ほ場に対して前年産から2年連続では種する場合の扱いいかん。	<p>1 飼料作物（牧草）については、</p> <p>①当年産においては種から収穫までを行うものは、3.5万円/10a</p> <p>②当年産においては種を行わず収穫を行うものは、1万円/10aの交付単価で支援をしているところです。</p> <p>2 これは、多年生牧草については、収穫のみを行う年は生産に要するコストが低いいため、は種から収穫までを行う場合との生産コスト差を踏まえ、設定しているものです。</p> <p>3 一方で、多年生牧草の性質を踏まえると、妥当な理由なく毎年は種が行われ、1-①の支援単価3.5万円/10aが適用されることを想定しているものではないため、水田活用の直接支払交付金の適正執行の観点からも、多年生牧草をは種した翌年にもは種を行う場合は、は種の妥当性について、各地域農業再生協議会において、しっかりと確認する必要があります。</p> <p style="text-align: right;">【経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第2の1の(6)の①のアの(注4)関連】</p>
------	-----------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

2-11	<p>多年生牧草を同一ほ場に対して前年産から2年連続では種する場合、は種の妥当性の確認が必要とあるが、具体的にはどのような確認方法を想定しているか。</p>	<p>1 まず、多年生牧草を生産している各地域農業再生協議会においては、「どのような場合に2年連続では種することが妥当と認められるか」について地域の普及組織が作成する指導資料等の客観的な資料に基づいて整理し、「2年連続では種することの妥当性の確認方法」を定めてください。また、定めた妥当性の確認方法について、必要書類等を含めて、農業者に対して周知するようお願いします。</p> <p>2 「どのような場合に2年連続では種することが妥当と認められるか」については、具体的には、自然災害等により、収量が低下することが想定される場合に加え、例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生育不良によりは種が必要な場合 ・契約している畜産農家等の実需者からの要望に対応する必要がある場合 <p>等が想定されます。</p> <p>3 また、「は種することの妥当性の確認方法」については、具体的には、農業者から根拠となる書類の提出を求めることなどを想定しており、資料の具体例としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然災害等の証明書 ・地域の普及組織等が指導する標準的な草地更新の目安+草地更新の目安に該当していることが分かるもの（草地の写真等） ・契約している畜産農家等の実需者からの理由書 <p>等が想定されます。</p> <p style="text-align: right;">【経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第2の1の(6)の①のアの(注4)関連】</p>
------	--------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

2-12	<p>多年生牧草の作付け実績のない地域再生協議会において、新たに多年生牧草の作付けがあった場合の対応いかん。</p>	<p>1 管内で新たに多年生牧草の作付けがあった地域農業再生協議会においては、翌年度以降は2年連続では種することの妥当性の確認を行う必要があります。</p> <p>2 多年生牧草の1年目のは種を確認したら速やかに</p> <p>① 「2年連続では種することの妥当性の確認方法」の設定、及び</p> <p>② 多年生牧草を作付けた者に対して、当該確認方法の周知をしていただく必要があります。</p> <p style="text-align: right;">【経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第2の1の(6)の①のアの(注4)関連】</p>
3-1	<p>令和8年度に畑地化する者の属する地域農業再生協議会において、産地交付金の影響はあるのか。</p>	<p>1 前年度においても、当該協議会において、畑地化によって産地交付金の対象面積が減少した場合、当該減少分について追加配分等の際に調整を行ったところです。</p> <p>2 令和8年度においても同様に、当該協議会において、畑地化によって産地交付金の対象面積が減少する場合、当該減少分について追加配分等の際に調整を行います。</p> <p style="text-align: right;">【経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第2の1の(6)の②、別紙13の3の(5)の②関連】</p>
4-1	<p>令和7年・8年における水張りルールの対応内容いかん。</p>	<p>1 令和9年度以降の水田政策については、作物ごとの生産性向上等への支援へと転換することとしています。このため、令和9年度以降「水張りルール」は求めておりません。</p> <p>2 これを踏まえ、現行の水活が実施される令和7年度又は令和8年度について、水稻の作付けが可能な水田において、連作障害を回避する取組（土壌改良資材・有機物（堆肥、もみ殻等を含む。）の施用、土壌に係る薬剤の散布、後作緑肥の作付け、病害虫抵抗性品種の作付けその他地域農業再生協議会等が連作障害を回避する取組であると判断する取組）をしていただければ、水張りをしなくとも、交付対象となります。</p> <p style="text-align: right;">【経営所得安定対策等実施要綱別紙1の2の(1)の④関連】</p>

4-2	「連作障害を回避する取組」の確認方法に関する考え方いかん。	<p>1 「連作障害を回避する取組」を行ったことの根拠資料として、取組を講じたことが分かる書類（農業者が作成する作業日誌、栽培管理記録簿等）や当該作業に用いた資材の入手状況が分かる資料（購入伝票等）を保管し、地域農業再生協議会の求めに応じて提出できるようにしてください。</p> <p>2 また、様式第1号A「③環境と調和のとれた農業生産の実施状況」欄にチェックがあれば基本的には、令和7年度又は8年度に求める土づくり等の「連作障害を回避する取組」を行ったものであると考えております。地域農業再生協議会においては、同欄のチェックにより確認をするようにしてください。</p> <p style="text-align: right;">【経営所得安定対策等実施要綱別紙1の2の(1)の④関連】</p>
4-3	令和6年度以前に実施した連作障害を回避する取組や水張りの考え方いかん。	<p>1 連作障害を回避する取組については、令和7年度又は8年度における対応であるため、令和6年度以前に連作障害を回避する取組を実施した場合は対象にはなりません。</p> <p>2 なお、令和6年度以前にたん水管理を1か月以上実施したことが確認できる場合は、連作障害による収量低下が発生していないことの確認は求めないこととします。</p> <p style="text-align: right;">【経営所得安定対策等実施要綱別紙1の2の(1)の④関連】</p>

4-4	1か月以上の水張りを行う場合の、水を張る時期や水張りの確認方法に関する考え方がいかに。	<p>1 水張り時期に具体的な時期の指定はありません。水を張る場合の順番や期間については、現場において十分に検討いただきたいと考えています。</p> <p>2 たん水管理が十分になされていることを確認するため、水張りの確認は、たん水期間中に1か月以上あけて2回実施し、それぞれの時点でたん水されていることを確認してください。なお、水張りによる水田機能の確認は、一区画ごとに行うこととし、当該一区画のほ場の一部において部分的なたん水状態であった場合は、「水張り」とは認められません。</p> <p>3 また、水張りの確認は、従来どおり地域農業再生協議会において行っていただきます（必要に応じて、地方農政局等が指導・助言を行います。）。確認の時期については、令和4年度以降の5年に1回、地域における輪作体系を踏まえ、適切なタイミングで実施してください。</p> <p style="text-align: right;">【経営所得安定対策等実施要綱別紙1の2の(1)の④関連】</p>
4-5	過去に発生した災害以降まだ災害復旧事業が開始されておらず水稲作付ができない場合の扱いがいかん。	<p>1 基本的に災害発生から災害復旧事業完了までの間は、物理的に水稲作付けが困難であることが想定されますので、災害復旧に係る特例が適用されます。これには東日本大震災に関連する原子力災害によって営農再開できない農地等も含まれます。</p> <p>2 一方、農業者個人や地域としての判断で、水稲作付けに必要な用水路等の復旧を行わないことを選択している場合もありますので、その場合はケースごとに判断をしていくこととなります。</p> <p style="text-align: right;">【経営所得安定対策等実施要綱別紙1の2の(1)の④関連】</p>

5-1	令和5年に公表された会計検査院からの処置要求の概要いかん。	<p>1 会計検査院による会計検査の結果、水田活用の直接支払交付金については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 水稲作付けに当たり撤去が困難な園芸施設が設置等されているなどの場合に、実質的に水稲の作付けを行うことが困難な農地であるかどうかを判断できるように基準を定めること ② 自家利用の飼料作物等について収量が確認できる書類等を提出し又は保管させるなどして収量を把握できるようにして、収量の妥当性を確認できるようにすること ③ 飼料作物、WCS用稲等の対象作物について、協議会等における基準単収や平均単収の設定などにより、定量的な収量確認を行うことができるようにすること ④ 収量低下理由書の確認方法や地方農政局長等による改善指導の仕組みが十分に機能することにしたり、現行制度の運用の見直しを検討したりして、対象作物の収量増加に向けた改善が図られやすくなるような方策を講ずること <p>について処置要求を受けたところです。</p> <p>2 こうした指摘事項に対応するため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 交付対象水田に、撤去が困難な園芸施設が設置されている場合は、交付対象水田から除外するといった基準を通知に記載 ② 自家利用の飼料作物等については、収量の妥当性を確認できるよう、収量（簡易的な推計も可）や、農業者が有する給餌記録、放牧の記録等を農業者自ら保管し、必要に応じて協議会へ提出するよう通知に記載 ③ 飼料作物、WCS用稲等について、収量確認の目安となるよう、農林水産統計や各県が収集しているデータ等を活用し、都道府県協議会が地域毎の基準単収又は平均単収を設定するよう通知を見直し ④ 2年連続して収量低下理由書が提出された者への地方農政局長等による改善指導を徹底するとともに、改善指導の内容が実行されていなかった場合は、交付対象外とすることを通知に明記 <p>することにより、本交付金の適切な運用を進める必要があります。</p> <p>【会計検査院令和4年度決算検査報告第3章第1節第7 農林水産省 意見を表示し又は処置を要求した事項（1）関連】</p>
-----	-------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

5-2	「撤去が困難な園芸施設」の具体的な考え方がいいか。	<p>1 「撤去が困難な園芸施設」については、国または地方公共団体から交付された補助金等により設置又は修繕されたガラスハウス等の建物や構築物（農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林水産省令第18号）の別表（第5条関係）に定められた施設設備等の分類に基づくもの）のうち、処分制限期間内にあるものと規定しています。</p> <p>2 このため、資材の一部のみが支援されている場合や、果樹棚やホップ棚が設置されている場合であっても、施設設備等の分類上、建物や構築物に該当し、処分制限期間内のもは交付対象水田から除外されることとなります。</p> <p>3 なお、撤去が困難な園芸施設が設置されている農地として交付対象水田から除外された農地について、処分制限期間を過ぎた後に園芸施設を撤去し、水田に戻した場合であっても、交付対象水田に再度戻ることはありません。</p> <p style="text-align: right;">【経営所得安定対策等実施要綱別紙1の2の(1)の②のウ関連】</p>
5-3	飼料作物やWCS用稲における収量はどのように確認すればいいのか。	<p>1 飼料作物やWCS用稲については、</p> <p>① 1ロールの重量×ロールの個数、</p> <p>② トラック1台分の重量×トラックの台数、</p> <p>③ バンカーサイロにつめた容積×容積密度÷原料の作付け総面積×申請する作付面積、</p> <p>④ その他、地域農業協議会で定める方法等の計算方法により、収量の確認を行ってください。</p> <p>2 なお、水田放牧を行っている場合については、申請ほ場での放牧頭数×放牧日数により収量の確認を行ってください。</p> <p style="text-align: right;">【経営所得安定対策等実施要綱様式第11-1号の1の(注5)関連】</p>

5-4	飼料作物やWCS用稲における基準単収や平均単収について、どのように設定すればよいのか。	<p>1 飼料作物やWCS用稲については、各都道府県協議会等において、</p> <p>① 農林水産統計等により収量が把握可能なものについては、7年中庸5年平均を用いて基準単収を設定することを基本としつつ、同統計等によるデータの収集が困難な場合には、</p> <p>② 近隣の都道府県協議会等における基準単収や平均単収の準用や、</p> <p>③ 各都道府県協議会等の管内において得られた収量の3年平均を用いた平均単収の設定等により、基準単収や平均単収を定めてください。</p> <p>2 なお、飼料作物については、異なる草種を混播し収穫しているケースもあることから、各都道府県協議会等の判断により、チモシーやイタリアンライグラスなどの草種ごとではなく、「牧草」として又は「WCS用稲」としてなどと飼料作物の種類ごとにまとめて基準単収を設定することも可能です。</p> <p style="text-align: right;">【経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第2の1の(9)の④関連】</p>
5-5	飼料作物やWCS用稲については水分含量により重量が変わるが、基準単収や平均単収はどのように設定すればよいのか。	<p>1 飼料作物やWCS用稲の収量については、農林水産統計の単収重量である刈取り後の生草（茎）重量（刈取りが数回にわたる場合は、各回の重量の総量）を用いることが望ましく、水分含量が変化した場合には、可能な範囲で刈取り時の重量を推計した上で、基準単収や平均単収を設定することを想定しています。</p> <p>2 ただし、刈取り時の重量の推計が難しい場合には、各都道府県協議会等の判断により、サイレージ又は乾草などの容態に応じて、現物重量で基準単収や平均単収等を設定するなど柔軟に対応してください。</p> <p style="text-align: right;">【経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第2の1の(9)の④関連】</p>

5-6	令和6年度以降における改善指導発出の考え方いかん。	<p>1 2年以上連続して同一品目において理由書が提出された場合にあっては、作付けされたほ場が異なる場合や、収量低下となった要因が年によって異なる場合であっても、改善指導の対象となります。</p> <p>2 また、交付申請者から提出された理由書について、収量低下の要因として自然災害によるもの以外の要因が少しでも含まれていれば、「2年以上連続して」のカウントの対象となります。</p> <p style="text-align: right;">【経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第2の1の(9)の⑥関連】</p>
-----	---------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------